

契約書案 2025 年 1 月 3 日

株式会社 プラスプ ヘルスリテ ナノコーポ事業参加契約書

株式会社 プラスプ（以下、甲と略す）と【 】（以下、乙と略す）は以下の通り甲の運営するヘルスリテ ナノコーポ事業に乙が参加する契約を締結する。

なお、本契約書に定めるヘルスリテ ナノコーポ事業の意義説明及び商品説明とその研修内容以外は関連事項を含め秘密保持義務の対象とすることを乙は了解した。

前文

- 1、本契約は甲がヘルスリテ ナノコーポ事業として進める「セルフケア ヘルスリテ体験ラーニングセンター」の運営に乙が参加して地域住民の健康づくりに貢献することを目的に永続的な取引と協力関係を維持するために締結されるものである。
- 2、甲は乙に特色と競争力を持ち信頼のおける品質の製品をリーズナブルな価格で継続的に供給することと販売指導を約し、乙は販売指導を遵守することを約し、本事業の趣旨、社会的意義に賛同して参加を決意した。

第 1 条 ヘルスリテ ナノコーポ事業の定義

- 1、事業者自身が事業を運営し、収益、規模の拡大を目指さず、フットワーク良く健康分野に特化し地域住民の健康づくりに貢献することを第一の目的とし同時に自らの健康も維持し人生を謳歌する事業スタイルである。
- 2、事業は法人登録しスタッフは事業者本人、協力者、家族の 1～3 名までとする。
20～30 平方メートル程度の店舗を必要とするが開店の時間、週当たりの開店日数は事業者自身が決定する。

第 2 条 優先的販売権とその地区及び宣伝広報協力者

- 1、甲は参加事業者に人口 5～10 万人規模の地区の優先的販売権を約し、乙の地域は「セル No 0 0 0 0、地区名 」とする。
- 2、6～10 万人以上の地区においては 6～10 万人を単位とする複数人の事業参加者（例えば人口 20 万人の市では 2～3 人の事業参加者）を置き各自が 1～2 km 以上離れた地域に店舗を構えて競合をしない様に協議しながら業務を円滑進める。
- 3、各優先的販売権地域において全国組織の販売会社と競合した場合は関係者で協議して円満に解決を図ることとし、解決が図られないときは甲が公平に調停し乙はこれに従うこととする。
- 4、各事業参加者は PR 者（数は制限しない）置いて SHELC の宣伝広報を依頼することが出来る。PR 者の選定に本部は関与しない。PR 者には全国的に統一した次の報酬を払うこととする。

- ①販売に至る十分な商品説明の出来る EPR 者 (Excellent PR) には実売価格の 10%
- ②見込み客を店舗に連れ、事業参加者が説明し販売に至る PR 者には実売価格の 5 %
- ①②の判断は事業参加者が行う。

5、EPR 及び PR 者は販売者となることは出来ない。販売及びアフタケアに関連する事項は事業参加者のナノコーポが責任を持って行う。また、EPR 及び PR 者に対する研修は事業参加者が行う。

第3条 供給する製品と販売価格

供給する製品は状況により変わることもある。また製品数が増減することがある。モデルチェンジもあるが常にお客様、事業参加者のメリットを優先して決定する。

- 1、主な製品は①電位治療器、②高濃度酸素サーバー、③パルスオキシメータ、④ニューオキシジェン マスク、⑤高濃度酸素缶、⑥美と健康づくりのための炊飯器「なでしこ健康生活」、⑦高品質天然はちみつ、プロポリス製品群、⑧自動体外式除細動器 (AED) : 2025 年年末に発売開始予定、⑨販売及びその時期を検討中の製品又は新製品他
- 2、甲が供給する製品には甲が定めた標準価格があり、独禁法遵守の範囲内で標準価格を尊重し販売する。甲は標準価格を変更する場合がある。
- 3、乙は甲が供給する製品以外を一切販売することはできない。仮に店舗以外において何らかの製品を販売した場合、その方法や製品に問題があればその害はヘルスリテ ナノコーポ事業全体に及ぼすからである。

第4条 製品の仕入れと支払い

- 1、発注は随時出来、乙は仕入れ金額の全部を発注時に前払いする。
- 2、甲は受注後数日以内に当該製品を乙宛に送料甲負担で出荷発送する。乙は製品を客に持参する。

第5条 販売方法と禁止事項

- 1、販売は乙が所有又は賃借等で調達した店舗において製品の説明及びを体験、お試し等を通して行う。
- 2、乙は必要な見本器、デモ器、販売に必要な資材、看板等を甲から買い取り店舗を整える。
- 3、店舗には「セルフケア ヘルスリテ体験ラーニングセンター」「セル〇〇〇店」と表示する。〇〇〇店の〇部分に契約地区名を記載する。これらは指定されたロゴ及びデザインで表記する。
- 4、説明方法とその内容は事実に基づき法律を遵守したものであり、甲が研修を行い乙は研修内容を遵守する。
- 5、販売方法及び説明内容を著しく逸脱し法令違反、虚偽の説明を行い甲の指導に背く場合

は「重大な契約違反」として取り扱うものとする。

- 6、ウェブサイトやネット上の宣伝及び販売は一切禁止とする。また、地域密着と効率的な営業宣伝、アフターサービス強化のため契約地区内の営業宣伝活動に専念する。
- 7、仮に紹介等で契約地域以外の客に紹介、または販売した場合は以下の通りとする
 - ①客を紹介しその客がその日から3ヶ月以内に購入した場合は客の住む地域の事業者から標準価格の10%を得る。紹介を受けた事業者は同10%を払う。
 - ②購入決定者を紹介した場合は①同様に標準価格の15%を得る。紹介を受けた客が住む地域の事業者は同15%を払う。
 - ③紹介先事業者が無い空白地域の場合はこの限りではない。
- 8、販売した機器のアフターサービス、メンテナンスを甲乙双方で長期的に行うため購入者を本部に登録する。その旨を購入者に書面で了解を得る。

第6条 故障、修理、メンテナンスについて

主に製品ごとの取扱説明書、保証書に記載された対応を行うが、初期の対応は乙が行う。

第7条 事業の準備と研修

- 1、甲が認める事業者を代表とする法人を設立し本契約後、当該区域の中心的な場所に店舗を開設し乙は甲の指導の基、必要な届け出を管轄保健所に提出する。所定の名刺を作成し開店に向けて宣伝活動を開始する。
- 2、甲が指定するテキストを精読し健康に関する全般的知識を得る。
さらに予防医学協会・日本医療学院の通信教育で「健康管理士」の勉強をし、なるべく資格を契約から1年以内に取得すること。
- 3、甲が行う以下の研修を受ける。その方法についてはその都度示す。
 - ① ナノコーポ事業を成功させるための重要事項全般
 - ② 各製品の知識とその説明内容
- 4、契約後速やかにデモ器を購入し、開店までの数ヶ月間、毎日自らが自宅で体験し商品知識を高める。店舗開店時には当該デモ機を店舗に移動し使用することに問題はない。
- 5、契約後、6ヶ月以内に開店することを目処に研修を受け、自習しながら地域の友人、知人にヘルスリテ ナノコーポ事業の意義を説明し理解と協力を得る。この間の事前宣伝活動で開店後に毎日人が集まるようにすることが成功の鍵となる。
- 6、研修マニュアルは如何なる形式の物であっても秘密保持の対象となり事業者はスタッフ以外に閲覧させてはならない。

第8条 契約期間及び契約解除

- 1、契約期間は乙が健康で事業を続けられることと最低限の売上達成を前提に満85歳までとする。

- 2、理由を問わず乙が契約解除を望めば顧客の利益を失わない準備をして後に解除できる。
- 3、乙が本契約に違反し改善されないとき甲は受注を停止し本契約を解除することが出来る。
- 4、甲乙双方のどちらかにおいて以下の事態になったとき契約の破棄又は一部変更を行うことが出来る。
 - ①契約の各条のいずれかに違反した場合
 - ②監督官庁より営業取り消し又は停止等の処分を受けた時
 - ③銀行取引が停止になった時
 - ④第三者から仮差押、仮処分、強制執行等を受けた時
 - ⑤破産、会社整理、和議の申し立てを受け、または自ら破産、会社整理、和議、会社更生法の申し立てを行った時
 - ⑥甲乙がそれぞれ相手方に対し、著しい損害を与えた時
- 5、甲乙は前項に定める解除について損害賠償の請求を妨げないものとする。

第9条 事業者乙の法人の代表の変更について

- 本契約は乙を代表とする法人との契約であり法人の代表が変わるとき甲は本契約を解除する。
- ただし、第10条に定める「優先的販売権の譲渡について」の定めに従い、その方法として代表者が変わり、甲がその新代表者を承認した場合は1、の限りではない。

第10条 契約期間終了及び契約解除の優先的販売権の処理について

- 1、契約終了又は解除時にそれまで乙の努力で当該地区において宣伝及び顧客を創造した成果を価値の値として認め、その価値を次の事業参加者に引継ぎ、有償で譲渡することが出来る。詳細は別途「優先的販売権の譲渡について」に定める。
- 2、同販売権の譲渡は乙の契約違反による解除には適用しない。

第11条 反社会勢力の排除

甲乙は相互に以下の各号の事項を確約する。

- 1、自らが暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
- 2、反社会的勢力と以下の関係を有していないこと。
 - ①自ら若しくは第3者の不正の利益を図る目的、または第3者に損害を与える目的をもっては社会的勢力を利用していると認められる関係。
 - ②反社会的勢力に対して資金等を提供し、また便宜を供与するなど反社会的勢力の維

持、運営に協力し、または関与している関係。

- 3、自らの役員（取締役、執行役、執行役員、監査役、相談役、会長、業務執行役員、顧問その他名称の如何を問わず経営に実質的に関与している者を言う）が反社会的勢力ではないこと、及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- 4、反社会的勢力に自己の名義を利用させ本契約を締結するものでないこと。
- 5、自らまたは第三者（各前号に掲げる者を含む）を利用して本契約に関して以下の行為をしないこと。
 - ① 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - ③ 風説を流布し偽計もしくは威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為。
 - ④ その他各前号に準ずる行為。
- 7、甲または乙の一方について、全前号いずれかに該当した場合にその相手方是何らの催告を要せずして本契約を解除することが出来る。
- 8、甲乙は相互に自らの会社施設等を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供しないことを確約する。
- 9、各規定により本契約が解除された場合には、解除された者はその相手側に対し相手方が被った損害を賠償するものとする。また、解除された者は解除による損害についてその相手方に対し一切の請求を行わないものとする。

第12条 天災地変、社会環境の急変等

天災地変、社会環境の急変などにより契約義務を果たせない場合、甲乙双方は相手方に損害に対し何らの賠償請求権を有しない。

第13条 別途協議

この契約に定めのない事項またはこの契約の解釈について疑義が生じた場合は甲乙の誠意ある協議によって解決する。

第14条 管轄裁判所

本契約に関する紛争の管轄裁判所は東京地方裁判所とする。

本契約締結の証として本契約書3通を作成し各自保持する。

なお本契約は事業参加者乙が代表を務める法人が契約し、乙は保証人とならなければならない。

令和7年 月 日

甲 株式会社プラスプ

乙

保証人